

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 及び施行令（抄）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（抄） （平成十一年七月十三日法律第八十六号）

（定義等）

- 第二条 この法律において「化学物質」とは、元素及び化合物（それぞれ放射性物質を除く。）をいう。
- 2 この法律において「第一種指定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その有する物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質で政令で定めるものをいう。
- 一 当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。
- 二 当該化学物質が前号に該当しない場合には、当該化学物質の自然的作用による化学的変化により容易に生成する化学物質が同号に該当するものであること。
- 三 当該化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるものであること。
- 3 この法律において「第二種指定化学物質」とは、前項各号のいずれかに該当し、かつ、その有する物理的・化学的性状からみて、その製造量、輸入量又は使用量の増加等により、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存することとなることが見込まれる化学物質（第一種指定化学物質を除く。）で政令で定めるものをいう。

（審議会等の意見の聴取）

- 第十八条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第二条第二項又は第三項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条 に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴くものとする。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（抄） （平成十二年三月二十九日政令第百三十八号）

（審議会等で政令で定めるもの）

- 第七条 法第十八条 の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
経済産業大臣	化学物質審議会
環境大臣	中央環境審議会